2　保険者は、前項の規定により同項各号に掲げる事務を委託する場合は、他の社会保険診療報酬支払基金法第一条に規定する保険者と共同して委託するものとする。

附則第七条第一項中「社会保険診療報酬支払基金（以下「支払基金」という。）」を「支払基金」に改める。

附則第二十二条の二を削る。

第三条　国民健康保険法の一部を次のように改正する。

附則第九条第二項中「次条第三項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項」に、「附則第十条第三項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項」に、「同条第一項」を「附則第十条第一項」に改める。

附則第十条第一項中「被用者保険等保険者」の下に「（高齢者の医療の確保に関する法律第七条第三項に規定する被用者保険等保険者をいう。以下同じ。）」を加え、同条第三項を削る。

附則第十二条第一項を次のように改める。

前条第一項の概算療養給付費等拠出金の額は、各被用者保険等保険者の当該年度の標準報酬総額の見込額（高齢者の医療の確保に関する法律第百二十条第一項第一号イに規定する標準報酬総額の見込額をいう。以下同じ。）に概算拠出率を乗じて得た額とする。

附則第十三条第一項中「標準報酬総額」の下に「（高齢者の医療の確保に関する法律第百二十条第二項に規定する標準報酬総額をいう。以下同じ。）」を加える。

附則第十六条中「附則第十三条の十」を「附則第十三条の六」に改める。

附則第二十一条第一項中「標準報酬総額の見込額及び被用者保険等拠出対象額」の下に「（後期高齢者支援金の額を除く。以下この項において同じ。）」を加え、同条第三項第二号中「及び当該特定健康保険組合が負担する後期高齢者支援金の合算額」を削り、同条第四項第二号中「及び当該特定健康保険組合が負担した後期高齢者支援金の合算額」を削る。

附則第二十一条の二を削る。

附則第二十一条の三第一項を次のように改める。

平成二十七年度の概算療養給付費等拠出金の額及び確定療養給付費等拠出金の額についての前条第三項及び第四項の規定の適用については、同条第三項第二号中「調整対象基準額」とあるのは「調整対象基準額及び当該特定健康保険組合に係る後期高齢者支援金（持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（以下この号において「改正前高齢者医療確保法」という。）附則第十四条の七第一項第一号に規定する概算加入者割後期高齢者支援金額（以下この号において「概算加入者割後期高齢者支援金額」という。）をいう。ただし、平成二十五年度の概算後期高齢者支援金の額（当該特定健康保険組合に改正前高齢者医療確保法附則第十四条の五の規定の適用がないものとして改正前高齢者医療確保法第百二十条の規定を適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなるものをいう。以下この号において同じ。）が同年度の確定後期高齢者支援金の額（当該特定健康保険組合に改正前高齢者医療確保法附則第十四条の六の規定の適用がないものとして改正前高齢者医療確保法第百二十一条の規定を適用するとしたならば同条第一項の規定により算定されることとなるものをいう。以下この号において同じ。）を超えるときは、平成二十七年度の概算加入者割後期高齢者支援金額からその超える額とその超える額に係る後期高齢者調整金額（高齢者の医療の確保に関する法律第百十九条第一項に規定する後期高齢者調整金額をいう。以下この号において同じ。）との合計額を控除して得た額とするものとし、平成二十五年度の概算後期高齢者支援金の額が同年度の確定後期高齢者支援金の額に満たないときは、平成二十七年度の概算加入者割後期高齢者支援金額にその満たない額とその満たない額に係る後期高齢者調整金額との合計額を加算して得た額とする。次項第二号において同じ。）と、同条第四項第二号中「調整対象基準額」とあるのは「調整対象基準額及び当該特定健康保険組合に係る後期高齢者支援金の合算額」とする。

附則第二十一条の三第二項を削り、同条第三項中「附則第二十一条第五項」を「前条第五項」に、「第三十四条第三項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第三十四条第三項」に、「附則第十三条の五の六第三号」を「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（以下この項において「改正前高齢者医療確保法」という。）附則第十三条の五の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額」を「当該特定健康保険組合に「同法附則第十三条の五の二の規定の適用がないものとして改正前高齢者医療確保法附則第十三条の五の二の規定を適用した場合における同条第一項第三号に掲げる額」に、「第三十五条第三項」を「同法第三十五条第三項」に、「附則第十三条の五の三第三号及び第四号に掲げる額の合計額」を「当該特定健康保険組合に改正前高齢者医療確保法附則第十三条の五の三の規定の適用がないものとして改正前高齢者医療確保法第三十五条の規定を適用した場合における同条第一項第三号に掲げる額」に改め、同項を同条第二項とし、同条を附則第二十一条の二とする。

附則第二十一条の四第一項中「が負担する後期高齢者支援金」とあるのは「」を「調整対象基準額」とあるのは「調整対象基準額及び当該特定健康保険組合」に、「高齢者の医療の確保に関する法律」を「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（以下この号において「改正前高齢者医療確保法」という。）」に改め、同項ただし書中「同法附則第十四条の五」を「改正前高齢者医療確保法附則第十四条の五」に、「同法第百二十条」を「改正前高齢者医療確保法第百二十条」に、「同法附則第十四条の六」を「改正前高齢者医療確保法附則第十四条の六」に、「同法第百二十一条」を「改正前高齢者医療確保法第百二十一条」に、「同法第百十九条第一項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第百十九条第一項」に改め、「次項第二号において同じ。）」の下に「の合算額」を加え、「が負担した」とあるのは「に係る」を「調整対象基準額」とあるのは「調整対象基準額及び当該特定健康保険組合に係る後期高齢者支援金の合算額」に改め、同条第二項中「第三十四条第三項」を「高齢者の医療の確保に関する法律第三十四条第三項」に、「附則第十三条の六第一項第三号」を「持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（以下この項において「改正前高齢者医療確保法」という。）附則第十三条の六第一項第三号」に、「同法附則第十三条の五の二第三号及び第四号に掲げる額の合計額」を「当該特定健康保険組合に改正前高齢者医療確保法附則第十三条の五の二の規定の適用がないものとして改正前高齢者医療確保法第三十四条の規定を適用した場合における同条第一項第三号に掲げる額」に、「第三十五条第三項」を「同法第三十五条第三項」に、「附則第十三条の五の三第三号及び第四号に掲げる額の合計額」を「当該特定健康保険組合に改正前高齢者医療確保法附則第十三条の五の三の規定の適用がないものとして改正前高齢者医療確保法第三十五条の規定を適用した場合における同条第一項第三号に掲げる額」に改め、同条を附則第二十一条の三とし、同条の次に次の二条を加える。

第二十一条の四　平成二十九年度の概算療養給付費等拠出金の額及び確定療養給付費等拠出金の額についての附則第二十一条第三項の規定の適用については、同項第二号中「調整対象基準額」とあるのは、「調整対象基準額（平成二十七年度の概算後期高齢者支援金の額（当該特定健康保険組合に持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律（平成二十七年法律第三十一号）第十条の規定による改正前の高齢者の医療の確保に関する法律（以下この号において「改正前高齢者医療確保法」という。）附則第十四条の七